

告 示

埼玉県告示第七号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量及び現況測量）

三 作業地域

白岡市白岡及び篠津地内

四 作業期間

平成三十一年四月二十六日から令和元年七月三十一日まで